

2026年6月30日現在

基準価額等の推移



・基準価額は信託報酬控除後です。基準価額（税引前分配金再投資）は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。信託報酬については、後記の「ファンドの費用」をご覧ください。

基準価額（円）

17,127

純資産総額（億円）

61.3

設定日

2005年11月18日

信託期間

無期限

決算日

原則、毎月25日

（休業日の場合は翌営業日）

騰落率

期間	1か月	3か月	6か月	1年	3年	設定来
ファンド	0.9%	6.3%	11.7%	33.8%	76.7%	465.4%

・騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

資産構成比（実質組入比率）

実質組入比率	99.3%
株式現物	92.9%
株式先物	6.4%

分配金実績（1万口当たり、税引前）

設定来累計	10,740円
決算日	分配金
2026年1月26日	30円
2026年2月25日	30円
2026年3月25日	30円
2026年4月27日	30円
2026年5月25日	30円
2026年6月25日	30円

・直近6期分の分配金実績です。

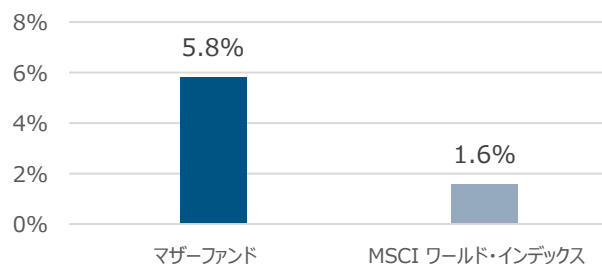
・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

基準価額の変動要因

当月末基準価額		17,127円
前月末基準価額		17,002円
基準価額の変動額		125円
株式要因	キャピタルゲイン	121円
	インカムゲイン	56円
為替要因		20円
収益分配金		- 30円
その他		- 42円

・基準価額の変動要因は、組入株式等の要因、為替の要因を簡便的に計算したもので、その正確性、完全性を保証するものではありません。傾向を知るための目安としてご覧ください。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

予想配当利回り



・予想配当利回りは、Factsetのデータを基にアムンディ・ジャパン株式会社が各銘柄の当会計年度の予想DPS（1株当たり配当金）を基準日の株価で割って算出しております。・MSCIワールド・インデックスは、MSCI Inc.が公表する世界の株式市場の動きを示す代表的な指数で、主に先進国の上場企業で構成されています。ただし、インデックス採用国・地域については定期的に見直しが行われ、変更されることがあります。

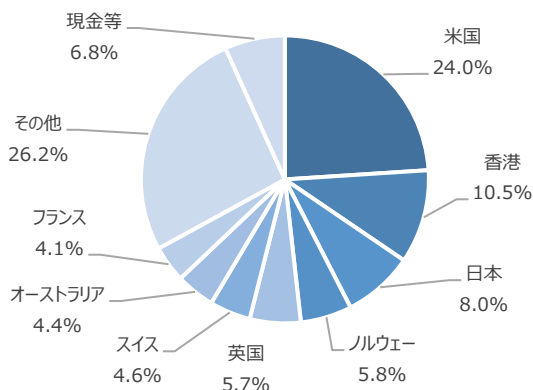
上記数値は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

P.4の「当資料のお取り扱いについてのご注意」を必ずご確認ください。

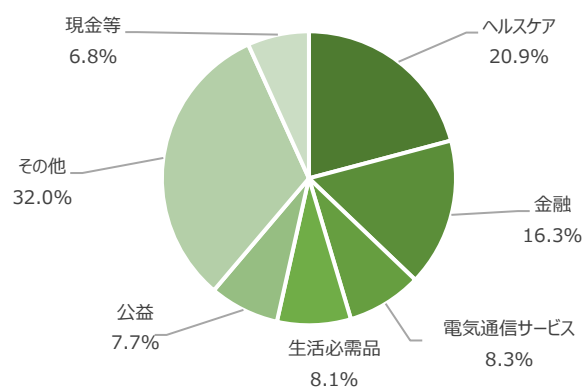
2026年6月30日現在

「アムンディ・グローバル好配当株式マザーファンド」の組入状況（純資産総額比）

国別比率



業種別比率



組入上位10銘柄

組入総銘柄数：191

銘柄名	国	業種	比率	予想配当利回り
ジョンソン・エンド・ジョンソン	米国	ヘルスケア	2.0%	2.1%
アッヴィ	米国	ヘルスケア	1.8%	2.7%
HKTトラストアンドHKT	香港	電気通信サービス	1.8%	7.3%
パワー・アセット・ホールディングス	香港	公益	1.8%	4.9%
メルク	米国	ヘルスケア	1.7%	2.6%
ガレニカ	スイス	ヘルスケア	1.7%	3.1%
ベライゾン・コミュニケーションズ	米国	電気通信サービス	1.4%	6.7%
BCE	カナダ	電気通信サービス	1.3%	5.7%
CVSヘルス	米国	ヘルスケア	1.3%	2.6%
コールズ・グループ	オーストラリア	生活必需品	1.2%	3.2%

・「業種別比率」および「組入上位10銘柄」の業種については、当社が独自に定めた分類方法で表示しています。

運用コメント

◆市況

6月の主要株式市場は地域ごとにまちまちの展開となりました。米国株式市場は、2ヵ月続いたAI（人工知能）・半導体関連株の上昇が一服しました。インフレ懸念が根強いなか、FOMC（米連邦公開市場委員会）の政策金利見通しはややタカ派的と受け止められたこともあり、ハイテク関連株が市場の重しとなりました。一方、欧州株式市場は、中旬に米国・イランの紛争終結に向けた覚書への署名が好感され、景気減速懸念が和らいだことで総じて強含みとなりました。アジア株式市場は、日本やオーストラリアでは大きな動きがみられなかった一方、香港株式市場では消費の低迷が嫌気されたほか、中国政府による資本規制強化の動きが金融株の重荷となり大きく下落しました。

◆運用状況

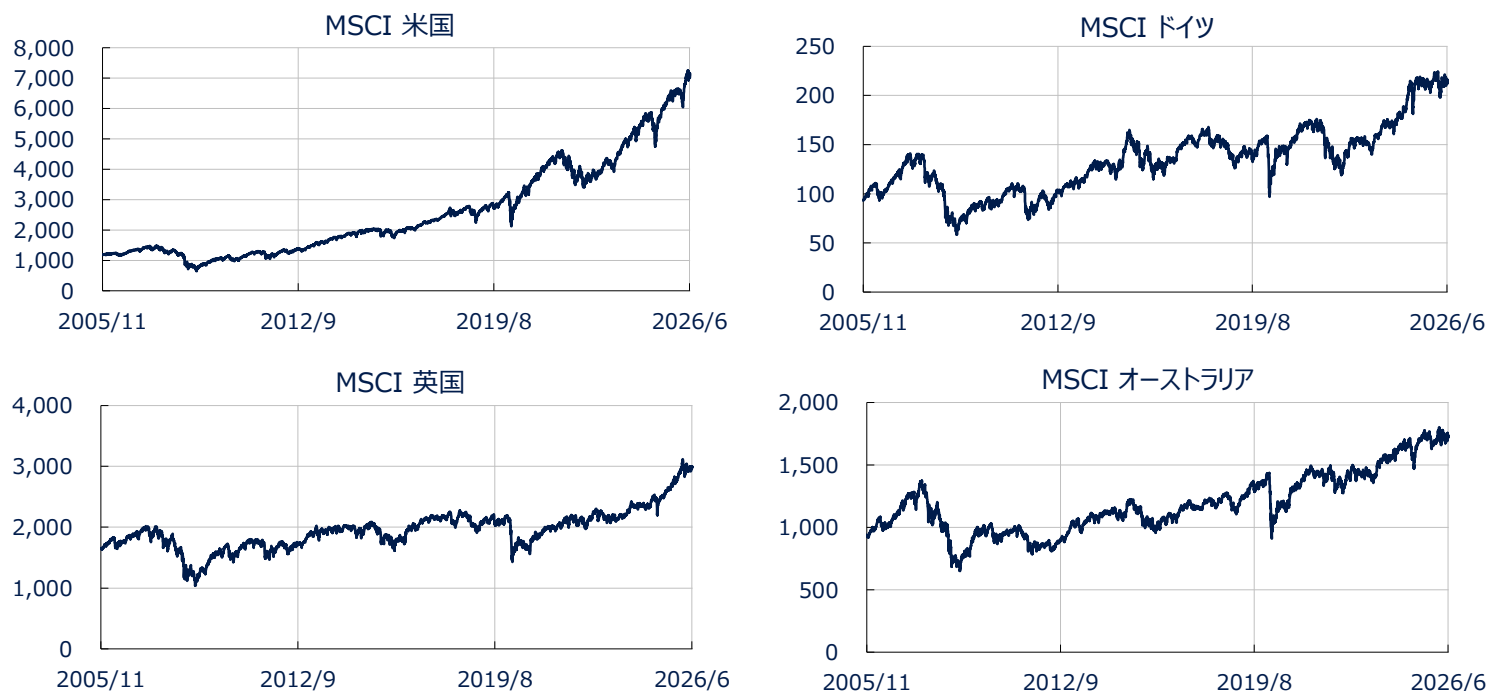
当月も投資対象銘柄の予想利回りなどのバリュエーションを確認しながら、高い配当利回りが期待される銘柄に対して分散投資を継続しました。株価上昇の大きかった銘柄を中心に売却を行いながら、銘柄入れ替えを実施しました。ポートフォリオ全体では、高水準で比較的安定した配当の支払いが予想されるセクターに主に投資をしながら、4地域（北米、ユーロ圏、その他欧州、アジア・オセアニア（日本を含む））への配分がおおむね等しくなるように維持しました。当月の基準価額（分配金再投資ベース）のパフォーマンスはプラスとなりました。国別では米国、スペインなどがプラスに寄与した一方で、ノルウェー、香港がマイナスに影響しました。業種別ではヘルスケア、金融などがプラス寄与となった一方、コミュニケーション・サービス、情報技術がマイナスに寄与しました。

◆今後の投資方針

当ファンドは、予想配当利回りが高く、また、循環的要因によらない質の高い利益成長を持続できる銘柄を中心としたポートフォリオ運用によって、安定的な収益源を確保します。業種配分においては、高水準かつ比較的安定した配当支払いが見込める公益事業、ヘルスケア、生活必需品、金融といった業種を中心としたポートフォリオを維持し、地域別には4地域への均等配分で為替変動リスクを分散します。組入銘柄は長期的な見通しに基づいて選別しますが、株価上昇によって配当利回りが低下した銘柄については、組入比率の引き下げや、より割安な銘柄への入れ替えを行っています。

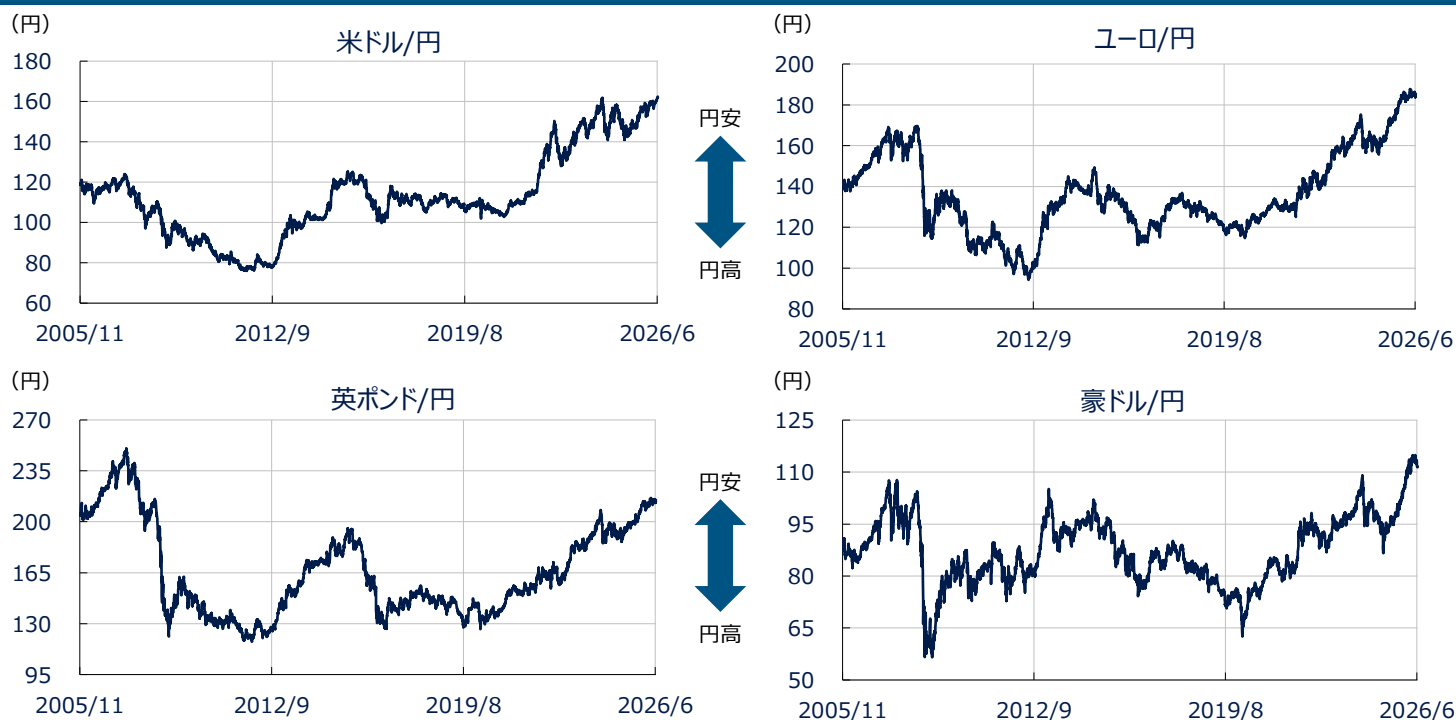
2026年6月30日現在

<ご参考> 主要各国市場の推移



- ・上記の指数のグラフは、現地通貨ベースで表示しております。
- ・基準日が休日の場合は、前営業日の値を表示しております。
- ・MSCIの各指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

<ご参考> 為替レートの推移



- ・為替レートは、対顧客電信相場仲値です。
- ・為替レートの基準価額に対する影響は、円安はプラス要因、円高はマイナス要因となります。

ファンドの目的

ファンドは、世界各国の上場株式を主要投資対象とする「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

- 主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。実質組入外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。
- 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目し、銘柄選択を行います。
- ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本とします。
- 毎月決算を行い、原則として、株式の配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

投資リスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因（投資リスク）はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、ファンドの繰上償還、ファミリーファンド方式の留意点、流動性リスクに関する留意事項等があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

＜お申込みの際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。＞

当資料のお取り扱いについてのご注意

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■組入上位銘柄として記載されている個別銘柄については、当資料作成時点における保有銘柄情報であり、将来の組入れを保証または示唆するものではありません。また、該当銘柄の売買を推奨・勧誘するものではありません。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

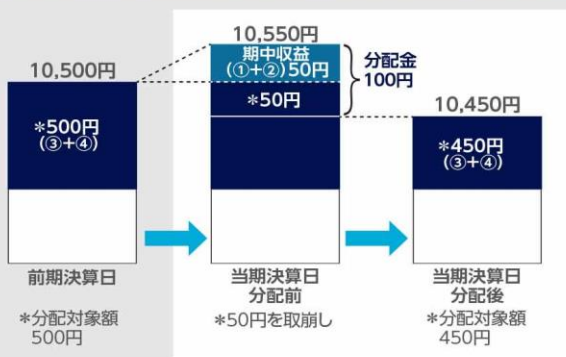
【投資信託で分配金が支払われるイメージ】



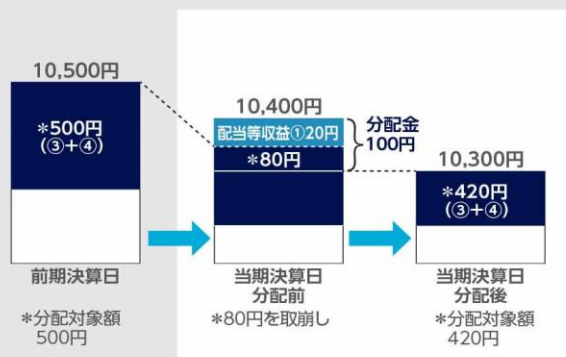
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

お申込みメモ

◆ 購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

購入時	購入単位	「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。（コース名称は販売会社により異なる場合があります。）各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
	換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込について	申込受付不可日	ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、受付けません。
	申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
	換金制限	委託会社は、換金の申込総額がその換金申込受付日において5億円を超える場合あるいは受益権の総口数の10%を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合等、一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
	申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を制限または中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。

その他	信託期間	無期限とします。（設定日：2005年11月18日）
	決算日	年12回決算、原則毎月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
	収益分配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 「分配金再投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 3.3%（税抜3.0%） です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た金額とします。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 （信託報酬）	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し 年率1.177%（税抜1.07%） を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。） ・信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆ファンドの費用については、有価証券届出書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第350号 加入協会：一般社団法人資産運用業協会、日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については巻末をご参照ください。
ファンドに関する 照会先	委託会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン：050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス：https://www.amundi.co.jp/

販売会社一覧（業態別・五十音順）

金融商品取引業者等		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社横浜銀行 ^{※1}	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
セントラル短資株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第526号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
広田証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第33号	○			
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3233号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

※1 2017年10月2日より購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問合せください。

(以下の販売会社は換金のための取扱いとなります)

金融商品取引業者等		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
九州 F G証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			